

## 中小企業金融の再生に向けた取組み

## 2. 取引先企業に対する経営相談・支援機能の強化

## (3) 要注意先債権等の健全債権化及び不良債権の新規発生防止のための体制整備強化並びに実績公表

具体的な取組み		取引先企業に対する経営相談・支援を行う中核的部門を設置し、研修会等への参加を通じて人材の育成を図るとともに、本部・営業店及び中小企業再生支援協議会等外部関係機関との連携を強化し経営改善支援等に取り組む
スケジュール	15年度	中小企業診断士を含む「AP 支援グループ」を編成し、研修会等を通じ職員の中小企業再生支援スキルの向上を図るとともに、中小企業再生支援協議会と連携しながら経営改善支援に取り組む。
	16年度	本部・営業店の連携を強化し、15 年度に取り組んだ支援策の実施状況のフォローや支援対象先の追加選定、また、中小企業再生支援協議会と連携した経営改善支援に取り組む。
備考(計画の詳細)		15 年度には、大口与信先(正常・要注意先 2 億円以上)のモニタリング体制を整備する。
進捗状況	(1)経営改善支援に関する体制整備の状況(経営改善支援の担当部署を含む) 15年4月～17年3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・15 年 4 月、中小企業診断士を含む「AP 支援グループ」を 3 名で編成した。</li> <li>・15 年 12 月、融資管理部の地区担当者 10 名(営業店駐在)との連携を強化した。</li> <li>・15 年 12 月、営業店と連携し大口与信先に対するモニタリング体制を整備した。</li> <li>・15 年度、顧問公認会計士や中小企業再生支援協議会等外部関係機関、政府系金融機関との協力体制の整備を進めた。</li> <li>・16 年 4 月、新支部体制に伴い地区担当者を増員され、融資管理部の地区担当者 29 名(営業店駐在)との連携を更に強化した。</li> </ul>
	16年4月～17年3月	・16 年 4 月、新支部体制に伴い地区担当者を増員され、融資管理部の地区担当者 29 名(営業店駐在)との連携を更に強化した。
	(2)経営改善支援の取組み状況(注) 15年4月～17年3月	資産改善に向け経営改善可能性をよりの確に見極め本部・営業店が連携して必要な支援を行うとの方針のもと、コンサルティング、再生計画策定への関与、新規融資の実行などを行った。結果、資金繰りの安定・改善が図られ、また、売上回復・利益率改善等が見込めるようになった。要注意先債権等の経営改善支援に向けた体制整備を進め、また中小企業支援等の研修に積極的に参加し知識の習得を進めるなどスケジュール通りの進捗である。16 年度は、融資管理部職員を増員し 29 名を支店駐在とする新体制により、対象先数の拡大、実効性の充実に努めた。今後は、支店駐在を支店配属に切り替え、地区担当制で得

		たノウハウを営業店に還元し、営業店と本部との提携を更に強化し、不良債権処理と企業支援に全力を注ぐ体制を図る。
	16年4月～17年3月	要注意先債権等の経営改善支援に向けた体制整備を進め、また中小企業支援等の研修に積極的に参加し知識の習得を進めるなどスケジュール通りの進捗である。16年度は、融資管理部職員を増員し29名を支店駐在とする新体制により、対象先数の拡大、実効性の充実を図った。

(茨城県信用組合)

(注)下記の項目を含む

- ・経営改善支援について、どのような取組み方針を策定しているか。
- ・同方針に従い、具体的にどのような活動を行ったか。
- ・こうした取組みにより支援先にどのような改善がみられたか。
- ・計画の達成状況、計画の達成状況に対する分析・評価及び今後の課題（借手の中小企業サイドの課題を含む）